

告示

埼玉県告示第千二百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、
神扇落悪水路土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住
所について、次のとおり届出があった。

令和六年十一月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任		
職名	氏名	住所
理事	船川 由孝	埼玉県幸手市大字神扇千五百七十番地
同	黒川 誠	同 同 長間四百三十五番地一
同	小勝 伊佐男	同 同 平須賀三千五十一番地
同	倉持 克己	同 同 平野三十三番地
同	伊丹 栄	同 同 木立千九十番地
同	荒井 文明	同 同 上和田二百一番地
同	増田 隆司	北葛飾郡杉戸町大字遠野四百九十四番地
同	卷島 純子	幸手市北三丁目九番二十七号
監事	藤沼 一博	同 大字神明内二百四十三番地
同	倉持 登	北葛飾郡杉戸町大字並塚千四百六十八番地
同	野口 一栄	同 同 倉松二丁目十三番七号
二 退任		
職名	氏名	住所
理事	船川 由孝	埼玉県幸手市大字神扇千五百七十番地
同	伊丹 栄	同 同 木立千九十番地
同	小出 義臣	同 同 長間九百五十八番地一
同	武井 正	同 同 平須賀三千百五十五番地
同	中山 鋭男	同 同 下吉羽千三百七番地
同	増田 隆司	北葛飾郡杉戸町大字遠野四百九十四番地
同	増田 登	幸手市大字平野五十四番地
監事	藤沼 一博	同 同 神明内二百四十三番地
同	倉持 登	北葛飾郡杉戸町大字並塚千四百六十六番地
同	野口 一栄	同 同 倉松二丁目十三番七号